

平成27年度 第1回 一宮市障害者自立支援協議会本会 議事録

開 催 平成27年7月30日（木）午後1時30分～3時15分

場 所 一宮市役所本庁舎11階1101・1102会議室

出席者 委員14人、代理出席者4人

運営会議メンバー6人、部会員1人、障害者基幹相談支援センター1人、相談支援センター1人、事務局7人

1. あいさつ

- ・事務局あいさつ
- ・新委員の紹介、代理出席者の紹介
- ・会長あいさつ
- ・議事録署名者の確認

2. 議題

(1) 個別支援会議（相談支援連絡会）の報告について

○相談支援専門員：

平成26年1月から12月の間で73件の個別支援会議を行いました。例年通り障害種別、年齢別で表しています。

1件事例を紹介します。昭和37年生まれの51歳、男性です。市内のグループホームで暮らしています。療育手帳C判定で、診断はありませんが、支援者は自閉症の傾向があるとみています。障害支援区分は3です。収入は障害基礎年金と、当時は生活保護を受給していました。支援状況はグループホーム、就労移行支援事業、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を利用しています。医療の状況は、精神科病院に通院していましたが、服薬はしていませんでした。

生活歴です。2歳のときに両親が離婚しています。小さいときから育てづらい子どもだったようです。多動、他害がありました。小学校、中学校と特別支援学級に在籍していました。いたずらや迷惑行為をし、自立支援施設に数回措置入所されています。中学校を卒業してからは、窃盗や放火を繰り返し、少年院に送致されることもありました。成人になってからも同様で、6回ほど服役しています。平成21年に矯正施設を出所し、母との生活を再開しましたが、母に対しての暴力で、高齢者虐待として母は保護されました。本人は希望により短期入所を利用しました。また、収入が障害基礎年金しかないので生活保護となりました。本人の金銭管理能力の乏しさから、日常生活自立支援事業も利用しています。収入を得たいということで、就労移行支援事業を利用して、仕事を探しました。短期入所の利用はあくまでも緊急的利用であったので、平成24年4月に新設のグループホームに移りました。母は平成26年の5月に亡くなり遺産の2千万円を相続することになりました。本人と成年後見制度の利用を相談し、市長申立てという形で保佐の審判が下りたのですが、10月に自身で2千万円を口座に移して失踪しました。たくさんのサポートを受けながらも、なかなか課題をクリアできない方で、グループホームを利用してからも集団生活に馴染めず、他の

利用者に対する迷惑行為もありました。相談支援センターに、2千万円の相続が自分自身でも不安だと話してくれたので、成年後見制度を提案し、スムーズにつなげることができたのですが、たくさんのお金を自分で使いたいという気持ちも大きかったようで、自身で謄本等を取り寄せて、全額自分の名義に移し換えてしまいました。そのお金を手にしての失踪でした。

今回、個別支援会議の分析は、例年通りのものにプラスして、紹介した事例のように多くの支援機関が関わっても、上手く暮らしていけないというケースをピックアップしました。支援が困難になっている原因が個人的要因、社会的要因なのか、支援者側の不適切な対応が問題を生んでしまっているのかを分析しました。この事例に関しては、こだわりが強く、興味や欲求を抑えられない障害特性、自分の理屈が崩せず、自己の都合を優先してしまい、集団行動がおくれない、ルールが守れないために事業所を長く利用できなかつたり、就職のためのステップに進めなかつたりというように、障害特性ゆえの要因が確認されました。

2番目の社会的要因です。小さいころから障害が発見されず、母自身も自閉症の傾向がある方ですが、母や周りの力では障害があることを発見できませんでした。大人になっても適した環境で過ごせず、診断も受けることができずにきたという環境的な要因もあります。また、家族に支援力がない、不衛生な環境もありました。母が社会的なルールを学べていない方だったので、本人も学べない環境でした。母子家庭で、生活費は本人の障害基礎年金のみで、お金を上手に使う学習をできなかったという要因がありました。

3番目の不適切な対応です。発生源が援助者の周りにある不適切な対応となる場合があります。本人側からみたニーズに合わせられずに、有効な手立てを見つけることができず、本人の変化を認めなければ、サービスや各種制度を提供することができませんでした。適した暮らし方を提供することができなかつた。矯正施設の中で、適切な訓練が行われておらず、社会生活に戻ることができなかつたという要因が確認できました。

このケースから、今後検討していく地域の課題を挙げました。障害の早期発見と早期療育につながるシステムの研究と導入、様々な障害特性に対応できる専門機関の充実と専門的な支援ができる人材の育成、福祉に限定されない多職種、多機関とのネットワークの拡充、保証人のいない方の賃貸住宅の契約の仕組み、触法経験者、常習累犯者への支援方法の研究、権利擁護、金銭管理の工夫や強化となりました。

平成26年の個別支援会議を73件開催し、先ほど挙げた課題に対し、今年度相談支援連絡会や自立支援協議会で取り組んでいきたいです。

○会長：

報告された事例は、多くの困難を抱えています。その中で、詳細に渡り、多面的な視点できめ細かい対応をしていただいています。相談支援センターが一つひとつのケースに丁寧に対応していただいていることが伝わってきました。

○本会委員：

事例発表されたケースについて質問です。最後に失踪したという説明がありましたが、その後はどうなっていますか。

○相談支援専門員：

現在はグループホームに戻っています。報告書を作った時点は、失踪していましたが、春ごろに戻ってきました。保佐人も就任し、本人が持っているお金は全部保佐人に預ける手はずが整っています。毎月面談の時にお金を渡してもらう支援を開始しています。

- (2) 生活支援部会、発達支援部会、就労支援部会、運営会議、日中活動事業所連絡会、の報告について

○生活支援部会部会員：

生活支援部会では、権利擁護、暮らしの場、セーフティーネット、人材育成の4つのカテゴリーに分けて活動しています。

まず、人材育成です。5月28日に「福祉の仕事を知るための見学バスツアー」を行いました。福祉の現場を見学し、障害福祉の魅力を感じてもらう機会を作ることを目的としています。今回は、就労継続支援A型事業所2ヶ所、放課後等デイサービス、グループホーム、就労継続支援B型事業所でした。参加者は26名でした。アンケートの結果を報告します。ツアーに参加して障害福祉の仕事に就いてみたいと思ったかという質問には、16名の方が思ったと回答してくれました。障害福祉の仕事についてのイメージが変わったかという質問には、18名の方がいい意味で変わったと回答してくれました。その他にも、利用者の方が熱心に働いている姿を見て、より福祉の仕事に就きたいと感じた。学校の授業では聞くことができない内容ばかりで、就職を考える上で幅を広げることができた。自分の仕事上で忘れていたことを思い出すことができ嬉しかったという意見がありました。

次にヘルパー連絡会です。3月19日、6月18日に行いました。3月は行動障害のある人の支援の方法というテーマでした。とてもニーズの高いヘルパーの仕事です。とても難しく、どうやって確保していいか、どうやってヘルパーを維持していくか課題となっています。現場の声を市、県に届ける場でありたいと思っています。

6月は一宮市地域生活支援事業Q&Aを行い、福祉課より説明と質疑を行いました。今回は主に管理者や責任者が集まりました。また、地域生活におけるヘルパーの役割ということで、ヘルパーの仕事の重要性とやりがいについて講演しました。参加者は33名でした。感想は、介護保険の違いが分かりづらい、移動支援のグループ支援について検討してほしいといったものがありました。

次に医療的ケアネットワークです。医療的ケアの必要な人に対する地域支援の仕組みを考える関係者のネットワークです。3ヶ月に1回行っています。3月21日に医療的ケアネットワークシンポジウムを行いました。小児科の先生にも参加していただきました。障害福祉サービス事業所の責任者、訪問看護、学校の先生などが参加しま

した。参加者は127名でした。このシンポジウムは保護者と本人と一緒に参加できるよう配慮しました。感想として、色々な立場の人が集まり、それぞれの思いと活動内容を知ることができた、このシンポジウムをきっかけに色々な機関が結びついていたらいいと思う、顔が見える、声が届く、思いが交わるネットワークが大切だと感じたという意見がありました。今後も継続して開催できたらと計画しています。

○発達支援部会部会長：

発達支援部会は平成26年度までは、サポートブックの作成、リーフレットの作成、支援者向け、保護者向けのマップを作ってきました。今年度は3月14日に開催した講演会のアンケート結果に基づき、部会員の思いを出し合い検討しました。

今年度は紙ベースのものを作る活動ではなく、実動できるものを考えます。話し合いの結果、サポートブックの見直し・啓発、ペアレントプログラムの啓発と実施、放課後等デイサービスの連絡会の3つを活動計画に挙げました。発達支援部会を定例会のようにし、活動部隊を組織して活動することにしました。メンバーは発達支援部会部会員で構成します。3つの内容については、5月、6月に方向性を決めました。定例会は4月、8月、12月、3月の年4回とし、それ以外の月に連絡会を行います。

サポートブックの見直しについてです。サポートブック作成後、平成25年の秋に保護者の方へ、実際に使ってみてのアンケートをとりました。用紙の大きさや中身のことについて、意見をもらいました。しかし、それに基づき新たに印刷し直すのは難しいので、今後は障害者自立支援協議会のホームページから、保護者の方が必要な部分をダウンロードできる形にしていきたいと思います。

次にペアレントプログラムについてです。ペアレントトレーニングはちょっと高度な技術が必要で、時間も要するため、基本的なペアレントプログラムのほうが分かりやすいです。障害があるなしに関わらず、進めていける方法ということでペアレントプログラムを啓発していきます。特に支援者向けにペアレントプログラムの考え方、方法を考案して支援者に広げていくという形で進めていくことにしました。最初は母子通園施設の職員と話し合いができたと思っています。

次は放課後等デイサービスの連絡会です。市内には多くの放課後等デイサービス事業所があります。保護者にとっては利用箇所が多くなり、ありがたいことです。しかし、各事業所が情報を共有したり連携を深めたりする機会がありません。まず、事業所説明会を行い、顔合わせの場を作りたいと考えています。今年度は3つのことに分かれて、積極的に地域に働きかけていきます。

○就労支援部会部会長：

就労支援部会の活動内容は、当事者、企業、地域、支援者とそれぞれに向けた活動を行っています。当事者向けとして、工賃アップを目指し、福祉マルシェi・愛・逢マーケットを2年近く行っています。今年度からは、本来やるべきことで議論ができていなかった職場開拓、定着支援を始めています。企業向けとして、障害者雇用に対する理解を持ってもらうために企業向け説明会を公共職業安定所と連携して行っています。支援者向けとして、ネットワーク作りのため学習交流会を開催しています。また、

地域向けとして、地域の方がどういった機関に相談したらいいかが分かる就労支援機関MAPを作成しています。ふれジョブという活動についても検討しています。

今年度について、会議体系の変更をしました。福祉マルシェを開催するようになってからは、その議題が中心となっています。それに関わる方は部会員の半分ぐらいです。部会の半分以上をその議題に費やしている状況があり、非常に非効率でした。そこで、部会を2部構成に分けました。本来の9時半から福祉マルシェに関することを話し合い、10時以降に全体会の形にしました。また、効率よく議論をするために3つの分科会に分けることにしました。就労支援、福祉マルシェi・愛・逢マーケット、その他と3つ作りました。

今年度の取り組みとして、福祉マルシェi・愛・逢マーケットが4月開催時に来客2万人を達成しました。また、ふれジョブについても検討しています。ふれジョブは支援が必要な子どもを週1回1時間、地域のお店や企業での職場体験を通じて、地域で育てる、地域を耕すというテーマがあります。保護者向けの説明会を1月、2月、7月に行っています。今後の予定として、福祉マルシェに関しては今年の10月で2周年記念イベントを開催します。1周年の時もイベントを行いましたが、今回は商工会議所のハロウィンイベントと連動した形で開催します。ふれジョブについては、11月に特別支援学校のPTAの勉強会に参加させてもらい説明をします。保護者だけでなく、地域にも発信していきます。

企業向け説明会は去年、一昨年と公共職業安定所と合同でイベントを開催しています。今年も開催する予定でいます。学習交流会は就労支援部会に参加している事業所が集まり、ネットワーク作りと今後はより就労支援に特化した学習会も開催したいと考えています。就労支援機関MAPについては、情報を更新したものを8月か9月で発行します。その他に、余暇活動、いちのみやナゾマチプロジェクトを細々と活動をしていきます。

○会長：

生活支援部会の報告の中で、福祉の仕事を知るための見学バスツアーは私も参加しました。継続して続いている活動であるとともに、新しい事業所もみることができず。事業所の拡充だけでなく、エネルギーを感じとることができました。

次の議題の運営会議の報告は、資料のみの報告とします。続いて、日中活動事業所連絡会の報告をお願いします。

○運営会議委員：

日中活動事業所連絡会は3ヶ月に1回開催しています。参加者は30～40名です。日中活動事業所、相談支援センター、特別支援学校、福祉課が参加しています。各参加者から発言してもらえよう心がけています。連絡会の中で、地域活動支援センターの方から、処遇困難な利用者がいるという相談がありました。その後、個別支援会議を開催することになった経緯があります。担当地域の相談支援センターも含めて継続して支援をしています。また、障害者基幹相談支援センターでも事例検討会を行っているので、困難ケースがあれば相談してくださいと紹介しています。相談支援セン

ターからの報告でも、個別支援会議を開催し、地域課題を一緒に考えていきたいという話もありました。学校側の実習への送り出しの状況、施設側の受け止める状況を報告しました。受け入れ先の実情を踏まえつつ、最終的には本人の自己決定支援を関係者で進めていけばいいという、基本的な考え方を交流しました。

運営会議で振り返りをしたときに、参加者が多いという現状もあるので、事業種別に分けて行うなど意見をいただきました。今後の検討課題としていきます。

(3) 障害者基幹相談支援センターの活動報告について

○障害者基幹相談支援センター相談員：

障害者基幹相談支援センターの報告をします。まず、市内には6ヶ所の委託相談支援センターがあります。そのセンターから出向し、障害者基幹相談支援センターで勤務しています。今年度から体制が変わりました。これまでは福祉課より1名、6ヶ所の委託相談支援センターより交代で3名、計4名で運営してきました。4月からは福祉課より1名、6ヶ所の委託相談支援センターから1名ずつの6名の計7名で運営しています。6名は専従となっています。

業務内容として、障害者自立支援協議会のホームページ作り、障害者基幹相談支援センターの立場として各部会へ参加します。また、関係機関との連携として、4月から生活困窮者自立支援法が施行され、生活支援相談室が開設されました。その相談室から相談が来ています。委託相談支援センターに直接相談がいつているケースもあります。実際に障害者基幹相談支援センター相談員が同行訪問したこともあります。

続いて、基幹相談支援センターの機能推進のための取り組みです。地域移行・地域定着支援に向けて、触法障害者支援の強化などがあります。その間にも、虐待通報、様々な相談に対応しています。

先ほどの地域移行・地域定着支援について説明します。7月に地域移行支援の実績がある半田市へ視察に行きました。半田市では地域定着支援を1年間で30名ほど、地域移行支援は2名ほどの実績があります。当市でも、これまでも長期入院者への退院支援はあるのですが、これは、地域移行支援の支給決定に基づくものではなく、カウントされていません。入院患者も一人の市民という視点で、病院、行政、相談支援の連携が必要であるとの助言を受けています。

次の触法障害者支援の強化についてです。6月に愛知県弁護士会一宮支部刑事弁護委員会の先生方と懇談を設けさせていただきました。この時に合わせて裁判の傍聴をし、どのような流れかを勉強しました。また、7月には第3回触法障害者支援連絡調整会議を開催しました。これまで触法障害者の支援というと、矯正施設を出てくる人の支援がメインと考えていました。しかし、実はその前である逮捕からどのタイミングで関わっていけるか、地域の中で支える体制を作ることの重要性を確認しました。6月の懇談以降、弁護士から様々な相談を受けています。拘置所に出向き、接見をしたりもしました。

当市の計画相談の進捗状況を報告します。平成27年3月31日までに福祉サービスを利用する方、すべてに計画を作成するということでした。当初は達成率が、障害者のほうが99.2%、障害児のほうで98.9%でした。その後、福祉サービスの

申請をしたが、ずっと動きがなかったケースに関しては取り下げをし、結果的には100%の達成率となりました。他市町村をみても100%を達成しているところはあるが、多いところだと8割方セルフプランで提出されているようです。

相談支援体制の強化についてです。相談支援連絡会、学習会、事例検討会を行っています。事例検討会については、毎月第3金曜日と設定していますが、随時相談があった際に必要に応じて行っています。6月も特定相談支援事業所の相談員から相談があり、急遽2件の事例検討会を行いました。1件に関しては虐待の疑いがあるということで、障害者基幹相談支援センターが対応しています。

続いて、障害者基幹相談支援センターで対応した事例を紹介します。20代女性、精神障害者保健福祉手帳2級を所持しています。8月に出産予定となっています。両親、精神障害者の夫との4人暮らしです。前夫との間に一人子どもがいますが、養育はできていません。母の姉が育てています。3月に父から暴力があるとの訴えで、市役所に来庁しました。一旦分離をして、他のところで生活してはどうかと提案しましたが、拒否されました。それ以降、本人との接触が全くできずにいました。その後母が入院して、退院をしたタイミングで地域包括支援センターと同行訪問しようと考えていましたが、母の訪問拒否があり、接触ができずにいました。5月に母の手帳の手続きのために、夫と3人で来庁しました。その時に対応した職員の言動が気に入らないと訴え、トイレにこもるといふ騒動を起こしています。その後、色々な機関に日々の不満や自分のことを話すのですが、その対応に対して、心理的虐待ではないかと夫から虐待防止センターに通報がありました。こちらとしては、虐待通報ということで、関係機関と本人へ聞き取りを行いました。本人へは自宅へ訪問しました。3月の時点では父から暴力を受けると訴えていましたが、聞き取りのときにはそういった話はありませんでした。母と伯母に対して、「殺したい」等過激な発言をされました。こちらとしてもどのように対応すべきか非常に迷いました。その一方で、「死にたい」とも言われました。話がどんどん変わっていく中で、怒りの矛先もどんどん変わっていくように感じました。虐待防止センターとして対応できることは、関係機関から聞き取りをすることで伝えました。本人と夫からは承諾を得ました。その後、関係機関のほうに調査をしましたが、本人が訴えるような事実が確認されませんでした。妊娠中ということで、「お母さんになるから頑張ろう」といふような助言が本人の中で、「死にたいなら妊娠するな」と曲解し、それに対し苦情を繰り返していることが分かりました。苦情に関しては、本人が関係機関に電話をした形ではなく、母や夫を使い、言わせていることが分かりました。この経緯の中で、本人が母に暴力を振るったということがありました。高年福祉課が母を保護しようとして動きを取っています。色々な電話を警察へかけています。たくさんの関係機関が巻き込まれています。その後、保健所主催の事例検討会がありました。そこで、主治医から本人の対応について話を聞く機会がありました。とにかく普通の対応をしてくださいと助言されました。ただでさえ減薬をしていて、体調的には不安定になりやすいところがあります。本人の要求を許容できる枠を決めておかないと、本人の要求に際限がなくなってしまうと助言してもらい、関係者で共有しました。現在は具体的に支援が入られる状況ではないです。出産が間近だということで、どのタイミングで情報が入ってくるか分かりませんが、

出産前後で起こりうる様々なリスクを想定し、連携の体制を整えています。

最後に、8月22日に障害者虐待防止講演会を開催します。虐待防止センターと尾張西部障害保健福祉圏域地域アドバイザー事業の共催です。6月に下関市で起きた虐待の事件を受け、基幹相談支援センターでも話し合いました。暴力、暴言は決して許されるものではないですが、支援する職員も対応に困り、結果として虐待につながっているケースもあるだろうという視点の下で、適切な支援をしていく必要があるのではないかと思います。NPO法人サポートひろがり代表の方を講師として招き、講演の場を設けました。たくさんの方に参加していただきたいと思います。

○会長：

セルフプランについて説明をお願いします。

○基幹相談支援センター相談員：

市内には特定相談支援事業所といい、サービス等利用計画を作成する事業所があります。まず、福祉課にこのサービスを使いたいと申請をします。その際に、計画を作ってくださいという流れになります。多くは相談員が作成しています。それ以外で、自分自身でこういう生活をしたい、サービスを使いたいということを書くこともでき、それがセルフプランといいます。セルフプランは、本人の意思や希望がはっきりしているケースに関しては、問題ないと思います。相談員が計画を作成すると、定期的にモニタリングがつかます。サービスをどのように使っているか、生活面で困りごとがないか聞き取るタイミングができます。セルフプランだと、そういう機会がなくなるので、どういう生活を送っているか、困りごとが生じていないかを聞くための場がありません。そこがデメリットになると思います。他市町村については、サービス等利用計画が必要なので、セルフプランを勧め、数を補ってきた市町村があるとも聞いています。当市は極力相談員がついて、サービス等利用計画を立てるように福祉課からも促しがありました。

(4) 第3期一宮市障害福祉計画の達成状況について

○事務局：

第3期障害福祉計画の達成状況について説明します。まず、第3期で設定した数値目標について説明します。地域生活移行と就労支援の数値目標をご覧ください。地域生活移行の目標です。平成26年度末の施設入所者数見込を240人としており、実入所者数は226人です。また、平成17年10月1日から平成26年度末までの地域生活移行者見込は40人としており、これについては見込通り40人の地域生活移行者がいました。入所施設を退所する方の中には、他の施設に移ったり、施設で亡くなられたりした方もいます。また、この間に入所された方もいます。続いて、福祉施設から一般就労への移行について説明します。平成17年度実績の4倍を目標とし、16人としました。実際に平成26年度、一般就労した方は32人です。両数値目標とも達成しています。続いて、地域生活支援事業見込量及び実績をご覧ください。左から、平成23年度、平成24年度の実績、平成25年度、26年度については見込

量と利用実績、それぞれの比較を記載しています。一番右側には第4期障害福祉計画の平成27年度の見込量のみ記載しています。平成26年度の各サービスの達成状況を中心に説明します。

1の訪問系サービスをご覧ください。訪問系サービスは、ヘルパーが障害のある方の自宅に伺い、入浴、排泄、食事などの介護や、家事などの援助、外出時の移動介護、援助などを行うサービスです。総利用時間数では、見込以上の利用があり、訪問系サービスのニーズが高いことが分かります。事業所数も2~4ヶ所増加しています。また、ヘルパー連絡会を開催し、ヘルパーの質の向上や量の確保に努めています。

2の日中活動系サービスをご覧ください。日中活動系サービスは、障害のある方が昼間通所して、介護を受けるサービス、自立に向けた身体機能や生活能力の向上のための訓練、就労に向けて知識や能力向上のための訓練といったサービスです。生活訓練が見込量に対して実績が250.9%となっています。これは平成25年度の市内に事業所ができたことによるものです。また、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型が見込量より多くなっています。特に就労継続支援A型については、372.5%と大きく上回っています。3年間の間に事業所が増加した結果です。就労系事業所への要望が強く出ていると考えます。

3の居住系サービスをご覧ください。グループホームとは、障害のある方が入浴や排せつ、食事などの介護、また日常生活の援助などを受けながら夜間や休日を過ごす共同生活の場です。このサービスについては、見込量を上回っています。国、県の整備補助事業や、第3期に創設した一宮市の建設補助事業、事業者独自の取り組みで施設が増加した結果です。しかし、居住の場の社会資源であるグループホームの需要は依然多く、第4期計画でも重点戦略としてあげています。施設入所支援は、施設入所者が夜間に入浴や排泄、食事などの介護を受けるサービスです。このサービスについては、見込以上に減少しています。地域移行が進んでいると考えます。

4の相談支援をご覧ください。計画相談支援は、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者の方などに、計画的なプログラムの作成の支援をするサービスでした。しかし、平成24年度から計画相談事業の対象者見直しにより、障害福祉サービスを使うすべての方が計画相談の対象となったことによる数値であり、見込が大きく上回っています。計画相談支援事業所は7ヶ所増えて、14ヶ所になり、相談支援専門員も9人から34人と増加しています。しかし、計画作成総数からすれば、依然、計画相談支援の体制が非常に厳しいといえます。相談支援事業所の増加、専門員の養成などが課題となっています。

地域生活支援事業見込量及び実績をご覧ください。地域生活支援事業とは、障害者総合支援法において市町村が独自サービスを提供するものと位置づけられた事業です。

1の相談支援事業をご覧ください。相談支援事業は福祉サービスの利用援助や権利擁護のための援助などを行う事業です。この事業の内、障害者相談支援事業は見込量6ヶ所を達成しています。相談支援機能強化事業は、平成25年度に障害者基幹相談支援センターを設置しました。

2のコミュニケーション事業をご覧ください。コミュニケーション支援事業は、聴

覚、言語機能、音声機能などの障害者の方のために、手話通訳者や要約筆記者などを派遣するものです。このサービスは、見込量を上回る利用実績となっています。平成25年の施行の障害者総合支援法に基づき、利用範囲が広がったことによります。

3の日常生活用具給付等事業をご覧ください。日常生活用具給付等事業は、特殊ベッド、ストーマ用装具、紙おむつなどを給付するものです。おおむね見込どおりとなっています。

4の移動支援事業をご覧ください。移動支援事業とは、屋外での移動が困難な障害者の方のために、ヘルパーが付き添い、外出を支援するサービスです。このサービスは見込量より多くの実績となっています。対象を拡大し、必要としている方に利用しやすくなりました。

5の地域活動支援センターをご覧ください。地域活動支援センターとは、創作的活動、生産活動の機会を提供するサービスです。事業所数、利用実績ともに増加となっています。第3期計画中に事業所が4ヶ所増加したことによります。

6の日中一次支援事業をご覧ください。日中一次支援事業は、介護者の負担を軽減するために預かりを行うサービスです。事業所数は見込量より下回っていますが、利用実績は上回っています。

最後に、全体的な傾向について述べます。計画相談支援の増加や相談支援事業の整備により、各サービスの情報提供がなされ、より多くの利用につながったと推測します。しかし、ニーズに対して応えられるだけの地域資源がまだまだ不足していると感じます。第4期計画に基づいて、さらに施策を推進していきたいと考えています。

○会長：

報告を受け、障害があっても住みなれた街で暮らせるということが一つの目標であります。全体としてはその方向に向かって進んでいると受け取りました。ただ、最後のまとめのようにニーズに応えるだけの資源が整っていないことについて、第4期計画を通して目指していきたいと、事務局から発言がありました。

○副会長：

個別支援会議の報告、3つの個別ケースともに精神障害の方です。社会福祉協議会が運営する相談支援センターでも、一番問題になっているのは精神障害の方で、困難事例が多くあります。また、日常生活自立支援事業でも精神障害の比重が増えています。これからは精神障害の方へのフォローなどしていかなければならないと感じました。また、事務局から説明があった障害福祉計画の進捗状況ですが、多くの事業について達成しています。しかし、達成するためには受け入れ施設の数も大切です。建設は可能であっても、実際に働く支援員の確保が難しい現状があります。今後はそういった方の確保策、待遇面をはじめとした部分に関しても考えなければならぬと思います。

(5) その他

○事務局：

本年度第2回の会議は1月下旬頃を予定しています。近くなったら事務局から案内します。よろしくお願ひします。

○会長：

以上を持ちまして、平成27年度第1回一宮市障害者自立支援協議会本会を終了します。

議事録署名

会長

委員

委員